

世田谷区本庁舎等整備工事 2 期及び 3 期工程検証委員会設置要綱

5 世庁舎建第 3 1 号

令和 5 年 6 月 2 3 日

(目的及び設置)

第 1 条 世田谷区本庁舎等整備工事（以下「本庁舎等整備工事」という。）における工程再延伸を受け、工事受注者より提出された本庁舎等整備工事 2 期及び 3 期工事の工程等について、実効性を検証することを目的とし、世田谷区本庁舎等整備工事工程検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、工事受注者から提出された本庁舎等整備工事 2 期及び 3 期工事の工程等に係る実効性の検証に関する必要な事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、区長が学識経験者等から委嘱する外部委員 4 名及び区職員から任命する委員 4 名をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、技監の職にある委員をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、区長が委嘱し、又は任命した日から工程検証作業の終了日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、これを開催する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 会議の議長は、委員長が当たる。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

5 委員会は、必要があると認めたときは、委員会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員会の会議は、これを公開しない。

(守秘義務等)

第 6 条 委員は、職務上知り得た情報（区又は委員会が公表した情報を除く。）を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務は、庁舎整備担当部庁舎建設担当課において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 6 月 2 3 日から施行する。

2 この要綱は、DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会への工程検証結果の報告日をもって廃止する。